

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

この案件は、与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年与謝野町条例第53号）の規定により、与謝野町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。

令和8年7月9日

与謝野町長 佐賀利裕

**1 入札に関する事項**

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 件名     | 多機能型小型動力ポンプ付積載車購入                              |
| (2) 納入場所   | 与謝野町字温江490番地 第6分団消防車庫                          |
| (3) 納入期限   | 令和9年3月31日まで                                    |
| (4) 概要     | 多機能型小型動力ポンプ付積載車 1台（規格等は多機能型小型動力ポンプ付積載車仕様書のとおり） |
| (5) 予定価格   | 非公開  |
| (6) 最低制限価格 | 無し   |

**2 入札参加申込条件**

入札の参加申込みのあった日現在、次の各号の条件を満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度与謝野町物品・役務に係る一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登載されている者で、次の業種種目に希望の登録がなされている者。

**【物品】**

大分類「消防・防災」—小分類「消防車両」

- (3) 与謝野町工事等契約に係る指名停止等の措置要領第2条第1項の規定による指名停止をされていないこと。

- (4) 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り『多機能型小型動力ポンプ付積載車仕様書』に基づき履行期限までに業務が行える者であること。
- (5) 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない者であること。

### 3 入札参加資格の確認

入札参加申請に当たっては、次の書類を与謝野町役場総務課まで「持参」若しくは「一般書留で郵送」すること。

- (1) 提出書類 条件付一般競争入札参加申請書（様式第2号（第6条関係））
- (2) 提出期間 入札公告日から令和8年7月17日（金）までの間  
ただし、持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時15分までとする。また、郵便の場合は、期限内に必着のこと。

#### (3) 確認通知

入札参加資格の審査結果は、令和8年7月21日（火）までに、承認通知書（第5号様式）又は非承認通知書（第6号様式）により通知することとする。なお、承認通知書により通知を受けたものは入札参加資格があるものとし、非承認通知書により通知を受けたものは、令和8年7月27日（月）17時00分までに書面によりその理由について説明を求めることができる。

#### (4) その他

資料の作成に係る費用は、提出者の負担とするとし、提出された書類は返却しない。

### 4 設計図書の閲覧

設計図書の閲覧は、与謝野町役場ホームページで、令和8年7月9日（木）9時00分以降、誰でも自由に行うことができる。なお、設計図書については、与謝野町役場ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口配布を希望する場合は、総務課へ問い合わせの上、入手すること。

### 5 質問の方法

本件の質問は、原則としてFAXによる質疑書の提出にて行うこととする。質疑の期限は令和8年7月23日（木）12時00分までとし、質疑の回答は、与謝野町役場ホームページで公開することとする。なお、質疑の回答は令和8年7月24日（金）17:00までに最終の更新を行います。

※質疑書については、与謝野町ホームページからダウンロードすること。

## 6 入札書の提出方法

入札書は、与謝野町役場総務課まで「持参」若しくは「一般書留で郵送」すること。なお、入札書の作成、提出に当たっては、別表記載の入札注意事項によるものとする。

## 7 入札書の開札について

- (1) 開札日 令和8年7月30日（木）14時45分
- (2) 開札場所 与謝野町役場 本庁舎 3階 大会議室

## 8 入札保証金

免除

## 9 落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。なお、2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、同一価格で入札した者のうち開札に立ち会わない者または、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

## 10 落札の取消

- (1) 無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者（共同企業体においては、その構成員のいずれか）が落札決定から契約締結予定日までの期間に、入札参加条件を満たさなくなったときは当該落札決定を取り消すものとする。

## 11 契約締結予定日

令和8年8月6日（木）

## 12 違約金

落札人が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

## 13 契約書

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に契約書を作成しなければ

ならない。

## 14 契約保証金

- (1) 契約金額 300 万円未満は免除。
- (2) 契約金額 300 万円以上については契約金額の 100 分の 10 の契約保証金を契約の締結と同時に納入しなければならない。ただし、与謝野町財務規則第 128 条に該当する場合は免除する。

## 15 支払条件

- (1) 前金払  
無し
- (2) 部分払  
無し

## 16 議会の議決を要する契約

- (1) 与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年与謝野町条例第 53 号）の規定により、予定価格 700 万円以上の動産の買入れ契約については、与謝野町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。
- (2) 議会の議決に付すべき契約において、「契約の保証」の規定については、「契約の締結と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。
- (3) 仮契約の当事者が、入札日の翌日から与謝野町議会の議決を得る日までに指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。なお、仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとする。

## 17 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書等を熟読し、「与謝野町財務規則」、与謝野町ホームページに掲載されている「入札心得」を遵守すること。
- (2) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合においては、次回以降の入札で指名しない等のペナルティを課すことがある。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為が認められたときには、入札を中止し、又は延期する場合がある。

## 18 問い合わせ先

〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

与謝野町役場総務課財産活用・契約室

TEL 0772-43-9010 (直通)

FAX 0772-46-2851

URL <https://www.town.yosano.lg.jp/>

別表 (入札方法等 (入札注意事項))

**(1) 入札書の提出方法 (郵便入札の場合)**

ア 入札書の提出に当たっては、与謝野町ホームページの郵便入札共通事項を参照し、角形2号の外封筒(※1)に、入札書が封かんされている入札用封筒(※2)を与謝野町役場総務課まで「持参」若しくは「一般書留で郵送」すること。

※1 外封筒については、表側に入札書在中を記載し、裏側に当該件名、入札者の住所、氏名を記載し、封かんすること。

※2 入札用封筒の表側に件名、入札参加者の住所、氏名又は名称記載し、入札書であることがわかるよう『入札書』と表記し、裏面には両端2箇所を封印をして封かんすること。

イ 提出期間は、令和8年7月27日(月)9時00分から令和8年7月28日(火)12時00分までとし、提出期間後における必要書類の差し替えは一切認めないこととする。なお、閉庁日(土曜日、日曜日及び国民の祝日)及び上記時間外における受付は、一切行わないので注意すること。

ウ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

**(2) 入札書の記入・押印**

① 入札書は、町指定様式の入札書を使用してください。

② 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税額控除後に相当する金額(税抜きの価格)を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税額に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。

④ 入札書の記載・押印方法は入札心得の記載例のとおりとし、入札書に記載する年月日は、(1)イの提出期限内の日付とする。

**(3) 入札回数**

1回とする。

**(4) 入札会場における注意事項**

- ① 郵便入札の参加者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。
- ② 入札参加者又はその代理人であっても、入札書の開札開始後は入札会場に入場することができない。
- ③ 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- ④ 代理人による開札の立ち会いを行う場合は、代理人は、郵便入札（1回目の入札）の開札開始前に入札会場において、入札権限に関する町指定様式の委任状を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。（委任状がない場合、開札に参加できません。）
- ⑤ 入札会場において、次のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を妨害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

#### **（５）内訳書**

内訳書の提出を免除する。

ただし、町より指示があった場合は提出しなければならない。

#### **（６）入札の無効**

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格がなく入札したとき。

イ 同一人にして、同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関して談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ 入札書が提出期限までに到達しなかったとき。

キ 持参、普通郵便等の（１）アによらない方法で提出されたとき。

ク その他、入札条件に違反したとき。

#### **（７）失格**

予定価格（消費税相当額を除く）を超える価格で入札した者は失格とする。

**(8) 入札の保留**

入札の結果、落札率が高い又は低い場合は、入札を保留する場合がある。

**(9) 入札の辞退**

入札に参加できない事情がある場合には、入札書提出までに町指定様式の辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到着後の入札辞退は認めないものとする。

**(10) 入札の中止**

入札参加者いない場合は、入札を行わない。

**(11) 入札に係る費用の負担**

郵便入札に係る費用については、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。